

# 南アルプス市電子入札運用基準

平成 21 年 11 月 25 日

告示第 166 号

## (趣旨)

第 1 条 この告示は、南アルプス市（以下「市」という。）が発注する建設工事及び製造その他の請負又は物品の購入（賃貸借含む。）の電子入札システムによる入札（以下「電子入札」という。）を適正かつ円滑に運用するため、南アルプス市財務規則（平成15年規則第42号）及び南アルプス市建設工事執行規則（平成15年規則第117号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (電子入札運用の基本方針)

第 2 条 市が電子入札で行う旨を指定した案件（以下「電子入札対象案件」という。）は、電子入札システムで処理するものとし、原則として、従来の紙による入札（以下「紙入札」という。）は、認めないものとする。

## (電子入札対象案件)

第 3 条 電子入札対象案件は、電子入札システムの利用者登録状況を勘案し、市があらかじめ指定するものとする。

2 電子入札対象案件に指定した入札については、当該入札案件に対する入札公告又は指名通知書に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

## (運用時間)

第 4 条 電子入札システム、入札情報公開システム及び電子入札ヘルプデスクの運用時間は、南アルプス市の休日を定める条例（平成 15 年条例第 2 号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除き次の時間帯とする。

| 内 容        | 時 間   |
|------------|---|
| 電子入札システム   | 午前 8 時30分から午後 8 時まで                         |
| 入札情報公開システム | 午前 6 時から午後11時まで                             |
| 電子入札ヘルプデスク | 午前 9 時から午後 5 時30分まで<br>(正午から午後 1 時までの間は除く。) |

## (入札参加者の利用者登録)

第 5 条 市における入札参加資格を有し、電子入札（見積を含む。以下同じ。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12 年法律第102 号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者のうち、J A C I C が定める電子入札コアシステムに対応した認証局（以下「特定認証局」という。）が発行した電子証

明書を格納したカード（以下「ＩＣカード」という。）を取得し、電子入札システムにて利用者登録を行うものとする。

- 2 入札参加者が利用者登録できるＩＣカードの数は制限しない。
- 3 入札参加者は、利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。また、ＩＣカードを追加する場合も同様とする。
- 4 入札参加者は、利用者登録済みのＩＣカード（以下「登録ＩＣカード」という。）の失効が生じた場合（登録ＩＣカードの有効期限が到来しない場合において、特定認証局へ失効届を提出したときを含む。）は、新たに取得したＩＣカードをもって再度利用者登録を行うものとする。

#### **（入札参加者のＩＣカードの取扱い）**

第6条 入札参加者が、電子入札において使用できるＩＣカードは、入札参加者（特定建設企業体（以下「特定ＪＶ」という。）にあっては、当該特定ＪＶを代表する構成員（以下「代表構成員」という。））の代表者又は当該代表者から入札、見積及び契約締結の権限について委任を受けた者（以下「受任者」という。）のＩＣカードとする。

- 2 受任者による電子入札への参加は、市の定期（有効期間が２年間のものをいう。）又は中間期（有効期間が１年間のものをいう。）の入札参加資格審査申請時に、年間の委任状を提出している場合に限り認めるものとし、原則として、個別案件ごとの委任は認めない。ただし、特定ＪＶについては、個別の案件ごとに委任状を提出させるものとする。
- 3 入札書の提出に使用するＩＣカードは、開札日時においても有効なＩＣカードに限るものとする。

#### **（ＩＣカードの不正使用等の取扱い）**

第7条 入札参加者は、不正に登録ＩＣカードを用い、又は失効事由が生じている登録ＩＣカードを用いて電子入札に参加してはならない。

- 2 市は、開札後落札者又は落札者となり得る候補者（以下「落札候補者」という。）に前項に反する入札が判明したときは、落札決定の取消し、落札候補の取消し、契約締結の保留、契約解除等の措置を行うことができるものとする。

#### **（入札情報公開システムによる公表）**

第8条 市は、電子入札対象案件の入札情報及び入札結果、契約結果等の公表については、市ホームページに掲載又は書面による閲覧のほか、入札情報公開システムにより行うものとする。

#### **（公表した案件情報の錯誤に対する措置）**

第9条 市は、入札公告日又は指名通知日以降において、公表した案件情報の表記に錯誤がある場合には、次の各号に掲げる手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

- (1) 錯誤案件に対して入札書の提出が行われるのを防ぐため、直ちに受付を締め切る。

- (2) 錯誤案件が錯誤である旨を案件名に追記し、入札参加者に修正した新規案件に改めて入札参加するよう示す。
- (3) 既に入札書の提出のあった入札参加者に対しては、電話、ファクシミリ、電子メール等の確実に連絡のとれる方法で連絡し、修正した新規案件に対して入札に参加するよう依頼する。

### (期日等の設定)

第10条 入札書の受付期間は、市が特に指定する場合を除き、原則として、開札日の前日及び前々日の2日間（その日が市の休日にあたる場合は、その前日とする。）とし、その受付時間は、次の時間帯とする。

| 受付日  | 受付時間            |
|------|-----------------|
| 第1日目 | 午前8時30分から午後8時まで |
| 第2日目 | 午前8時30分から午後5時まで |

- 2 その他の期日及び日時の設定は、従来の運用に準ずるものとする。

### (入札書等の提出方法)

第11条 入札参加者は、入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出するものとする。この場合において、入札書については、入札金額、入札参加者の商号又は名称、くじ番号（0から999までの任意の整数）等がすべて記載されたものを有効な入札書として取扱う。

- 2 入札参加者は、積算内訳書を市が指定する様式で作成し、電子ファイルにより入札書と同時に提出するものとする。この場合において、積算内訳書の作成に使用するファイル数は1ファイルとし、ファイル作成方法及びその取扱い方法については、第21条の規定を適用するものとする。
- 3 市は、電子入札システムにより入札書、積算内訳書（以下「入札書等」という。）が提出されたときは、速やかに電子入札システムにより受付票を発行するものとする。
- 4 市は、入札締切日時の経過後直ちに電子入札を締め切り、第26条に規定する紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札参加者」という。）を除くすべての入札参加者にその旨を通知するものとする。

### (入札の辞退)

第12条 入札公告により事前に入札参加申請をした入札参加者又は指名競争入札参加者が入札を辞退するときは、辞退届を提出しなければならない。

### (開札の執行)

第13条 市は、事前に設定した開札日時に開札を行うものとする。ただし、当該入札に紙入札参加者がいる場合は、入札執行職員の開札宣言後、紙による入札書（以下「紙入札書」という。）

を開封し、その内容を電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行うものとする。

#### **(開札時の立会)**

第14条 電子入札における入札参加者は、開札に立ち会うことができる。ただし、当該開札その他契約事務等を妨害するおそれがあると認められる者については、この限りでない。

2 市は、電子入札の開札において、立ち会う入札参加者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員1名を立ち合わせるものとする。

#### **(入札書等未到達者の取扱い)**

第15条 入札参加申請をした入札参加者又は指名競争入札参加者の入札書等が、入札書受付締切日時までに電子入札システムサーバーに到達しない場合は、その者を参加意思がない者とみなし、当該入札において失格者として取扱う。

2 前項の規定により、失格者となった者は、以降の電子入札又は紙入札への参加を制限する場合がある。

#### **(入札書提出後の修正等の処理)**

第16条 入札書等は、入札参加者の送信データが電子入札システムサーバーに到達した時点で提出されたものとし、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することはできないものとする。

2 電子入札システムによる入札書等の提出後、開札前に当該入札参加者の参加資格が喪失したと認められるとき（指名停止処分又は倒産等、又は他の案件を落札し配置予定技術者を配置できなくなったとき）は当該入札書を無効として開札しないものとする。

#### **(落札者又は落札候補者の決定)**

第17条 市は、開札後、電子入札システムに入札結果を登録し、落札者を決定するものとする。

2 入札方式による落札者決定までの概要については、市ホームページに掲載する操作マニュアルによるものとする。

3 市は、落札者を保留したときは、電子入札システムにより、その旨を入札参加者に通知し、落札者を決定したときは、落札者決定通知を落札者に送付するものとする。

#### **(くじによる処理)**

第18条 落札者又は落札候補者となる入札に同額の入札が2以上ある場合、市は、電子入札システムに内蔵された自動くじ引き（以下「電子くじ」という。）をもって落札者又は落札候補者を決定するものとする。

2 市は、開札の結果、電子くじを行ったときは、その結果を市ホームページ又は入札情報公開システムにて入札参加者に公表するものとする。

### (落札者決定が遅れる場合の処理)

第19条 市は、落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する場合は、当該入札参加者に状況の説明を行うものとする。

### (再度の入札)

第20条 電子入札を行った結果、落札者又は落札候補者が決定せず、再度の入札（以下「再入札」という。）を行う場合は、電子入札により実施するものとし、再入札は、原則として、第1回目の開札の翌日に実施（その日が市の休日にあたる場合は、その翌日とする。）するものとする。ただし、第1回目の開札の時間設定の状況により、当日に再入札を行う時間的な余裕があり、かつ、再入札を行う環境整備が整うと判断できる場合は、概ね3時間以上をあげ再入札を行うものとする。

- 2 再入札を行う場合は、当該入札の入札参加者全員に入札結果通知とあわせて、その旨を通知するものとする。
- 3 再入札に参加できる者は、第1回目の入札において、有効と認められる入札を行った者のなかで、当該入札への参加を希望する者とし、再入札への参加を希望しない者は、第12条に規定する辞退届を提出するものとする。なお、辞退届の提出がない場合で、再入札の入札書が入札書受付締切日時までに電子入札システムサーバーに到達しない場合は、当該再入札への参加を辞退したものとみなす。
- 4 再入札に紙入札が含まれる場合、入札書等の提出は、市が指定した日時及び場所に持参するものとする。

### (使用アプリケーション及びファイル形式等の指定)

第21条 入札参加者が当該入札案件にて提出する書類（以下「提出書類等」という。）を電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときは、使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は下欄に掲げるとおりとする。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

| 番号 | 使用アプリケーション      | 保存するファイル形式  |
|----|-----------------|---|
| 1  | Microsoft Word  | Word 2013形式以降のもの                                      |
| 2  | Microsoft Excel | Excel 2013形式以降のもの                                     |
| 3  | その他のアプリケーション    | PDFファイル<br>画像ファイル（JPEG形式及びGIF形式）<br>上記以外のファイルで市が認めたもの |

### (圧縮方法の指定)

第22条 提出書類等をファイル圧縮する場合は、LZH形式又はZIP形式に限定するものとする。

### **(提出書類等の持参の基準)**

第23条 提出書類等の取扱いにおいて、電子入札の方式の種別により、提出書類等は電子化しないとしている場合、又は提出書類等のファイル容量の合計が3MBを超える場合、及び案件の特性等により電子化できない書類が含まれる場合、入札参加者は、書面により持参又は郵送の方法で提出するものとする。

- 2 持参又は郵送により提出書類等は一式とし、電子入札システムによる電子ファイルとの分割提出は認めないものとする。

### **(持参書類の提出期日及び提出場所)**

第24条 提出書類等の提出期限は、入札公告に示す当該提出書類等の提出期限と同一とする。

- 2 前条の規定による提出書類等の提出場所は、入札公告又は指名通知書に示す場所とする。

### **(ウイルス感染ファイルの取扱い)**

第25条 入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入のうえ常に最新のパターンファイルを適応して提出書類等を作成し、送信する際には、必ずウイルス感染のチェックを行なうものとする。

- 2 市は、入札参加者から送信された提出書類等へのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止して当該入札参加者に提出書類等がウイルス感染している旨を電話等で連絡し、別途提出書類等を持参するよう指示するものとする。

### **(紙入札承諾の基準及び取扱い)**

第26条 電子入札に係る手続の開始日（入札公告日又は指名通知日をいう。）から入札締切日時までの間に入札参加者から紙入札方式参加申請書（様式第1号）が提出されたときは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全体の入札手続に支障がないと認められる場合に限り、紙入札を承諾するものとし、紙入札による参加の適否について、紙入札方式参加結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- (1) 電子入札システムの障害又は通信障害の発生により、入札締切日時までに電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合
  - (2) ICカードが失効、閉塞、破損等により使用できなくなり、再発行の申請（準備）中であるが、再取得が間に合わない場合
  - (3) ICカードの名義人が退職、異動等により使用することが不相当となり、再発行の申請（準備）中であるが、再取得が間に合わない場合
  - (4) そのほか、天災又は入札参加者の責によらない事由により紙入札を行うことが真にやむを得ないと認められる場合
- 2 前項の規定により、市は、紙入札を承諾したときは、当該入札参加者を紙入札参加者として電子入札システムに登録するものとする。
  - 3 市は、当該入札参加者を紙入札参加者として認めたときは、当該案件について、電子入札シ

システムの使用を認めないものとする。ただし、すでに電子入札システムを利用して提出された書類の送受信については、有効なものとして取扱うものとする。

#### **(紙入札を承諾した場合の入札書等の持参又は郵送)**

第27条 前条の規定により、紙入札参加者として認められた者が、紙入札を行う場合の入札手続きについては、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 紙入札参加者の書類等の提出期限は、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とする。なお、郵送による場合は、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。
- (2) 紙入札参加者は、紙媒体による入札書、積算内訳書及び誓約書（以下「紙入札書等」という。）を提出するときは、紙入札書等を角型2号の封筒に入れ、封かん封印し、あて名の次に「入札書在中」と記載し、入札の件名、入札日、紙入札参加者の住所及び商号又は名称（ただし、住所及び商号又は名称等が印刷された自社封筒を使用する場合は、この記載を省略することができる。）に記載するものとする。
- (3) 紙入札参加者は、当該入札の落札者の決定がくじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子くじに使用する3桁の任意の数値を入札書に記入するものとし、電子くじを実施する場合には、市が紙入札参加者に代わって当該数値を電子入札システムに入力するものとする。なお、入札書に電子くじに使用する数値の記載がない場合は、入札書に記載されている入札金額の上3桁の数字を電子くじに使用する数値として、電子入札システムに入力するものとする。
- (4) 紙入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を提出しなければならない。

#### **(入札参加者側の障害等により入札及び開札の日時を変更等する場合の基準及び取扱い)**

第28条 入札参加者側から障害等により電子入札ができない旨の申出があった場合には、市は、障害の内容と復旧の見込みについて調査するものとする。この場合において、復旧までに相当に時間を要すると判断され、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由により、複数の入札参加者が参加できないと認められる場合には、入札又は開札の日時の変更を行うことができるものとする。

- (1) 天災
  - (2) 広域・地域的停電
  - (3) プロバイダ又は通信事業者に起因する通信障害等
  - (4) その他入札又は開札の日時の変更が妥当であると認められる障害（ICカードの紛失又は破損、端末の不具合等入札参加者の責めに帰すべき事由による障害を除く。）
- 2 前項の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。
  - 3 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨を通知し、変更後の入札又は開

札の日時を決定した場合は、再度その旨を通知するものとする。

- 4 前2項の規定による通知について、電子入札システムを使用して行うことができない場合には、電話、ファクシミリ、電子メール等を使用して行うものとする。

#### **(市の使用に係る電子計算機等の障害により入札及び開札の日時を変更等する場合の取扱い)**

第29条 市は、市の使用に係る電子計算機等の障害が発生した場合は、復旧の見込みについて調査を行い、必要があるときは、入札又は開札の日時の変更を行い、若しくは紙入札に切り替えるものとする。この場合において、既に入札している入札参加者の入札書等は、有効なものとして取扱うものとする。

2 前項の規定により入札又は開札の日時を変更したときは、電子入札システムを使用して、その旨を入札参加者に通知するものとする。

3 変更後の入札又は開札の日時を直ちに決定できない場合には、電子入札システムを使用して、入札参加者に、入札又は開札の日時の決定後に再度通知する旨を通知し、変更後の入札又は開札の日時を決定した場合は、再度その旨を通知するものとする。

4 前条第4項の規定は、前2項の規定による通知について準用する。

#### **(免責事項)**

第30条 電子入札システムの利用により発生したいかなる損害についても、市は何ら責任を負わないものとする。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第26条関係）

年 月 日

（あて先）南アルプス市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

紙入札方式参加申請書

次の発注案件については、電子入札対象案件ではありますが、電子入札システムを使用して参加することができないので、紙入札方式による参加を申請します。

- 1 契約番号
- 2 案 件 名
- 3 電子入札システムでの参加ができない理由

様式第2号（第26条関係）

第 号  
年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名（受任者） 様

南アルプス市長 印

紙入札方式参加結果通知書

年 月 日付けで申請のありました、紙入札方式による参加申請について、次のとおり決定したので通知します。

- 1 契約番号
- 2 案件名
- 3 紙入札参加の適否
  - 適
  - 不適不適の理由